

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月10日
【会社名】	株式会社エナリス
【英訳名】	ENERES Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 昌宏
【本店の所在の場所】	東京都足立区千住一丁目4番1号東京芸術センター (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03-6657-5453 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 管理本部長 出口 彰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1御茶ノ水ファーストビル
【電話番号】	03-5284-8326
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 管理本部長 出口 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社エナリス 関西支店 (大阪府大阪市中央区道修町三丁目3番11号旭光ビル8階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

平成28年11月9日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

当社の平成28年12月期第3四半期の個別決算及び連結決算において、下記のとおり特別損失を計上したものであります。

(1)固定資産除却損

当社グループの北茨城発電所において、バイオディーゼル発電機1台の重故障により損傷した設備の一部を固定資産除去損として34,500千円を特別損失に計上いたしました。

(2)瑕疵補修損失

当社は、電源開発事業における過年度に販売した太陽光発電所における瑕疵担保責任の履行のため、発電所の補修工事費用について、瑕疵補修損失として168,150千円を特別損失に計上いたしました。

(3)資本業務提携関連費用

当社は平成28年8月10日付にてKDDI株式会社と資本提携契約及び業務提携契約を締結しましたが、その契約締結に伴う費用を資本業務提携関連費用として68,349千円を特別損失に計上いたしました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成28年12月期第3四半期において、下記のとおり特別損失として計上いたしました。

〈個別〉

固定資産除却損	34,500千円
瑕疵補修損失	168,150千円
資本業務提携関連費用	68,349千円

〈連結〉

固定資産除却損	34,500千円
瑕疵補修損失	168,150千円
資本業務提携関連費用	68,349千円

以 上